

別添

学校規模適正化実施計画（第2期）の方向性

- (1) 山田第五小学校を山田第三小学校に統合する。
- (2) 当該統合に伴い、山田南・山田市場9番～11番（現山田第五小学校区）については、西山田中学校の通学区域に見直しを行う。
- (3) 経過措置として、山田南・山田市場9番～11番に在住の児童については、当分の間、中学校への進学時に西山田中学校または山田中学校のいずれかを選択できることとする。